

防整施第6948号
28.3.31

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

入札監視委員会の実施細則について（通知）

標記について、入札監視委員会設置要綱について（防整施（事）第152号。28.3.31）の別紙の第9第1項の規定に基づき下記のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議は、原則として四半期毎に行うものとするが、当分の間、地方防衛局以外の防衛省発注機関については年度毎に行うものとする。

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官